定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年九月三十日です。

平成二十五年八月三十日

富山県富山市猪谷二一八番地

宮口建設株式会社

代表取締役　宮口　久喜

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月三十日

岡山市北区表町一丁目五番一号

アイサワ工業株式会社

代表取締役　逢澤　寛人

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して、譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設け、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年十月一日であり、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月三十日

広島市西区大芝三丁目一二番一五号

株式会社マステクノ

代表取締役　垣見　直樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成十八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月三十日

愛媛県大洲市春賀甲四一〇番地

ＪＡえひめアイパックス株式会社

代表取締役　濟川　誠

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十五年八月二十九日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式五百株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金十一万三千円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日　平成二十五年九月三十日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十五年八月三十日

東京都中央区銀座八丁目一〇番八号

株式会社春うららかな書房

代表取締役　道下　昌亮

組織変更につき株券等提出公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月三十日

東京都中央区明石町八番一号聖路加タワー

アーチ・ケミカルズ・ジャパン株式会社

代表取締役　吉田賢太郎

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社三栄収納サービスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月三十日

東京都豊島区東池袋四丁目二四番三号

株式会社キャピタルシステムサービス

代表取締役　阿部　和憲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である関復基が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月三十日

東京都港区新橋四丁目九番一新橋プラザビル一四〇二号

株式会社泰進技術

日本における代表者　関　復基

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるシャルマ・ヴェンカテシュ・プラサドが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月三十日

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目九番一号壱番館四〇一号　アクセル北アメリカ社

日本における代表者

シャルマ・ヴェンカテシュ・プラサド

限定承認公告

本籍福岡県福岡市中央区笹丘三丁目一六番、最後の住所福岡県福岡市中央区笹丘三丁目一六番一三号　被相続人　亡　美山　和義

右被相続人は平成二十五年一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月三十日

広島県広島市中区八丁堀六番七号チュリス八丁堀五〇四号　はばたき法律事務所

相続財産管理人美山晃

代理人弁護士　中田　憲悟

限定承認公告

本籍徳島市南佐古七番町九三番地、最後の住所徳島市佐古一番町七番三号　被相続人　亡　湯浅　純治

右被相続人は平成二十五年四月六日頃死亡し、その相続人は平成二十五年八月二〇日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月三十日

徳島市新蔵町一丁目二九番地　弁護士法人中田・島尾法律事務所

相続財産管理人湯浅明美

代理人弁護士　中田　祐児

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　木の実管財株式会社

代表者の氏名　代表取締役　鈴木　俊伸

本店の所在地　山形県山形市十日町二丁目四番一号

二、登録番号　第五号

登録年月日　昭和三十七年五月二十六日

登録消除年月日　平成二十二年五月三十一日

三、営業保証金の額　金四十万円

四、前項の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告の掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を東北経済産業局長に提出すること。

五、前項の申出書の提出がないときは、第三項の保証金は取り戻される。

平成二十五年八月三十日

山形県山形市十日町二丁目四番一号

木の実管財株式会社

代表取締役　鈴木　俊伸

任意清算公告

当社は、平成二十五年八月十七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年八月三十日

埼玉県飯能市大字川寺二三〇番地六

海外ブック合資会社

無限責任社員　田中　庸夫

任意清算公告

当社は、平成二十五年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月三十日

神戸市垂水区舞子台八丁目四番一一号

合資会社山陽モータース

無限責任社員　徳廣　巖

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三十日付第一九〇号一

二〇ページ●同日付政府調達第一六四号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）